

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人茨城大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物の設計に関する契約、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①電気の供給を受ける契約に関して、基本方針に従って環境への負荷の低減を優先した契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう学内の関係部署に対して周知を図った。